

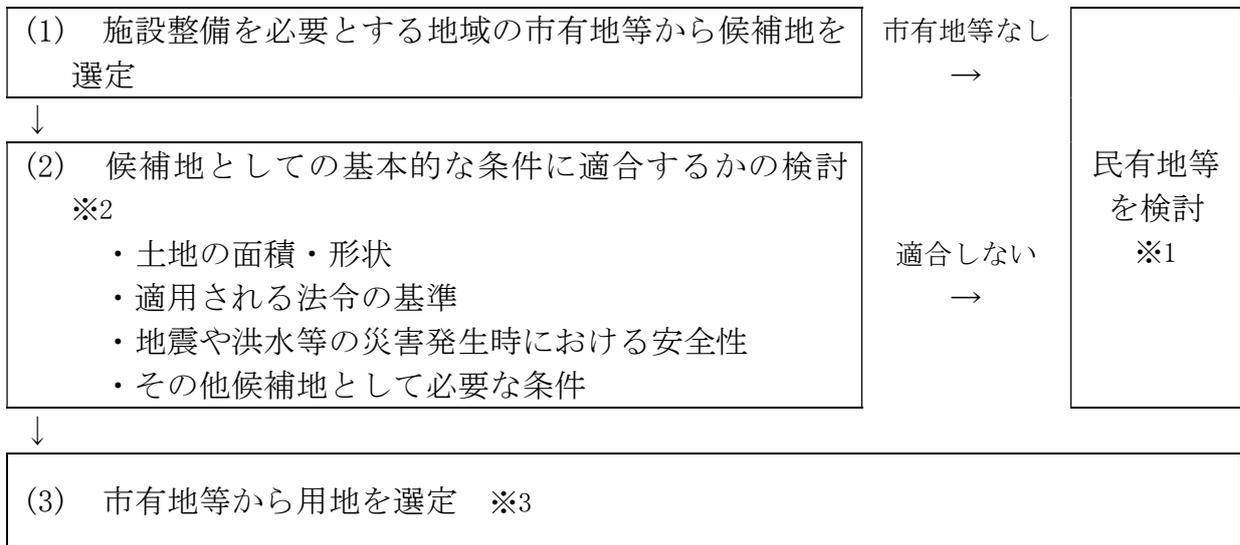
米沢市施設整備等における用地選定の考え方

1 用地選定の考え方

本市施設の建替え又は新設等の整備においては、一般的に、その施設の機能や性質等に基づいて用地の選定を行っていきませんが、市有地の有効利用や完成までの期間の短縮、整備費用の縮減の観点から、原則として、現在地又は市有地（以下「市有地等」という。）から候補地の選定を検討した上で、適地がない場合には、民有地又は国県有地（以下「民有地等」という。）にも対象を拡大して用地の選定を行います。

2 用地選定の流れ

施設整備に当たっては、次の流れに沿って用地の選定を行います。



※1 民有地等を検討する場合は、用地取得に当たっての難易度や取得経費、全体スケジュール等を十分に検討する必要がある。

※2 事前に対策を施すことで対応できるかどうかも含めて確認、検討する。

※3 施設に期待される機能や候補地となる民有地等の存在、市全体のまちづくりの考え方等の理由で、民有地等を検討する場合もあり得る。

3 用地選定の手続きと報告

用地選定の手続きについては、施設所管課で用地選定の検討を行い、その結果を米沢市公共施設等総合管理庁内検討委員会に諮った上で、その内容を市議会に報告します。また、必要に応じて地域住民等への説明、意見聴取を行います。